

## 開 発 協 議 添 付 図 書 一 覧

<書面> 法第34条の2第1項

添付 順序	図書の名称	法 令	様式	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1	開発協議書	細 則 10-2	細 則 別 記 様式 第 8-2	協議年月日 協議者住所、氏名、電話番号 開発区域に含まれる地域の名称 開発区域の面積 予定建築物の用途 工事施行者住所・氏名 工事着手予定年月日 工事完了予定年月日  自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別  法第 34 条各号のいずれの開発行為 為に相当するかの記載及びその理由  その他必要な事項	求積図及び設計説明書の数値と 一致すること。 電話番号を記載すること。  工事の規模等から判断し適正な 期間を設定すること。 「自己の業務」又は「その他」 と記入し、「その他」の場合には、 具体的な目的をカッコ書きする こと。(例(公営住宅)等) 該当理由は、過去の経緯、現在 の状態等具体的に記載し、必要 に応じて根拠となる資料を添付 すること  農地法、森林法など、他の法令 に基づく許認可等を要する場合 は、その手続状況を記載するこ と。	
2	設計説明書	細 則 10-2-2 -(2)	細 則 別記 第 3 号	施行地区名 設計の方針  工区の区分  開発区域内の土地の状況 土地利用計画  公共施設の整備計画	開発行為の目的、開発区域内の 地形、土質、出水状況、開発区 域と周辺の利便上の関連、計画 人口、街区の取り方、平均的区 画割りの規模等の土地利用上特 に留意した点を記載すること。 開発区域を工区に分けた場合の み記載し、工区分図及び大図 を添付すること。  工区に分けた場合は工区内訳 書を添付すること(公共施設の 整備計画を含む)。 「その他の用地」は、がけ面など の未利用地の面積を記載するこ と。 「給水施設」には、水道の種類 を記載すること。	
3	公共施設管 理者等の同 意書	細 則 10-2-2 -(1)  法-30-2			公共施設管理者には、水道事業 者を含む 新たに水道法の適用を受ける水 道(上水道、簡易水道又は専用 水道)によって給水を行う場合 は水道事業者の認可指令書又は 専用水道の確認書の写しを添付 すること。	
4	公共施設の 管理者等に 関する協議 の経過書	細 則 10-2-2 -(1)  法-30-2	細 則 別記 第 4 号		市町村が管理しないこととなっ ている公共施設については、そ の合理性が認められるものでは ないこと。また、その場合におい ても、土地の帰属は市町村とな っていること。 水道、消火栓等の管理及び帰属 についても、公共施設に準じて 取り扱うこと。 市町村が管理及び帰属を受け ることとなる公共施設の用に供す る土地所有者が申請者と異なる 場合は、工事完了までに申請者 が所有権を取得する等確実に管 理及び帰属を行えるようにする こと。	
5	現況写真	細 則 10-2-2 -(4)		撮影方向を明記した現況平面 図	開発区域全体が把握できるもの を添付すること。	
6	その他知事 が必要と認 め指定する 図書					

< 図面等 1 / 3 > 法第 3 4 条の 2 第 1 項

添付 順序	図書の名称	縮 尺	法 令	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1	開発区域 位置図	1/50,000 以上	細則 10-2-2 -(1)	開発区域の位置（朱書きする こと） 主要交通機関からの経路、名称 主要道路の名称 排水先の河川への経緯、名称 方位及び縮尺	都市計画区域内又は準都市計画 区域内及びこれらに隣接又は 近接している場合には、原則と して 1/25,000 又は 1/50,000 の用途 地域の明示されている（色分け された）都市計画総括図（都市 施設も記入されているもの）を 使用し、それ以外の場合は原則 として 1/25,000 又は 1/50,000 の地 形図を編集した市町村の管内図 を使用すること。この場合にお いて、管内図の範囲に都市計画 区域、用途地域、都市施設等が 入る場合は極力これらを記入す ること。 位置図は、開発区域のその市町 村における位置付けを説明する ものであるため、極力切らない こと。（止むを得ず図面を切った ときには方位、縮尺を忘れない ようにすること。）	
2	開発区域 区域図	1/2,500 以上	細則 10-2-2 -(1)	土地の地番及び形状（現況図 と地番図を重ねたもの） 開発区域、支庁界、市町村 界、町又は字界、都 市計画区 域界  （隣接・近接している場合）	開発区域周辺も必ず入れること 開発区域は朱線で明示すること 方位・縮尺を記載すること。 町又は字界の名称を記載するこ と。	
3	現況図	1/2,500 以上	細則 10-2-2 -(2)	地形、建築物及び工作物 開発区域の境界（朱書）、方 位及び縮尺 開発区域及び開発区域の周辺 の公共施設等 （色分け又は凡例） 施行令第 2 8 条の 2 第 1 号に 規定する樹木又は樹木の集団の 状況 施行令第 2 8 条の 2 第 2 号に 規定する切土又は盛土を行う部 分の表土の状況	等高線は 2 m の標高差を示すも のであること。 小さな工作物も詳細に記入する こと。 開発区域周辺の状況も記載する こと（区域外のこと）。 樹木若しくは樹木の集団又は表 土の状況にあつては規模が 1 ha 以上の開発行為について記載す ること。 区域界を朱書きし、方位、縮尺 を明記すること。 公共施設は、道路、公園、河 川、排水路等の施設毎及び管理 者毎に凡例、色分けをして記入 すること。	
4	土地利用 計画図	1/1,000 以上	細則 10-2-2 -(2)	開発区域の境界（朱書）、方 位及び縮尺 公共施設の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状 敷地に係る予定建築物等の用 途及び敷地の規模 公益的施設の位置 樹木又は樹木の集団の位置 緩衝帯の位置及び形状 工区界 分譲の場合は宅地の整理一連 番号 凡例	凡例毎に極力図面を見やすくす るため着色すること。 工作物も省略せず記載するこ と。（寸法、材質、高さ、延長等 を記入） 盛土法面...緑色、切土法面...茶 色、河川等...水色、擁壁...赤、 宅盤...黄色、敷地内通路...橙に ついては指定の色とし、薄く着 色すること。 区域界を朱書きし、方位、縮尺 を明記すること。 予定建築物を明示する場合は、 建築面積、延床面積、用途、構 造を記載すること。	

図面は、極力まとめて図示し、枚数を少なくすること。

図面は、見やすいことが重要であるので必要により、明示内容、縮尺を適宜変更しても良い。

< 図面等 2 / 3 > 法第 3 4 条の 2 第 1 項

添付 順序	図書の名称	縮 尺	法 令	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
5	造成計画 平面図	1/1,000 以上	細則 10-2-2 -(2)	開発区域の境界（朱書）、方 位及び縮尺 切土又は盛土をする土地の部 分（着色） がけ又は擁壁の位置 （「がけ」とは、地表面が水 平面に対し30度をこえる角度 をなす土地で硬岩盤（風化の著 しいものを除く。）以外のもの をいう。） 道路の位置、形状、幅員及び 勾配 工区界 表土の復元等の措置 縦横断線の位置及び記号 その他必要な測点、ベンチマ ーク、施設等	切土又は盛土をする土地の部分 で表土の復元等の措置を講ずる ものがあるときは、その部分を 明示すること。 現況図を利用して作成すること 着色について凡例を付けること 擁壁にあっては、種類、高さ、 延長、材料等を記入すること。 造成計画断面図を作成した場 合は、その断面箇所を明記す ること。 切 土...淡い黄色 盛 土...淡い桃色 表土の復元等の措置...橙色のハ ツ 擁 壁...赤 公 園 ・ 緑 地...淡い緑 排 水 路...水色 (以上各色色鉛筆可)	
6	造成計画 断面図	1/1,000 以上	細則 10-2-2 -(2)	縦横断面線記号 法面の処置について （例：張芝） 基準線、区域界位置 現地盤面と計画地盤面及び地 盤高 がけ、擁壁、道路等の位置、 形状形質、勾配、寸法等及び記 号 ボックスカルバート、暗渠排 水その他構造物の位置、形状及 び記号	高低差の著しい箇所について記 載すること。 断面箇所は造成計画平面図に明 記すること。 着色は造成計画平面図に準じ ること。 必要な範囲において、外周区域 を包括したものであること。	
7	がけの 断面図	1/50 以上	細則 10-2-2 -(2)	がけの高さ、勾配及び土質 （土質の種類が二以上である ときは、それぞれの土質及びその 地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤 面 がけ面の保護の方法	切土をした土地の部分に生ずる 高さ2mを超えるがけ、盛土を した土地の部分に生ずる高さ1 mを超えるがけ又は切土と盛土 を同時にした土地の部分に生ず る高さが2mをこえるけにつ いて作成すること。	
8	擁壁の 断面図	1/50 以上	細則 10-2-2 -(2)	擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び方法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面  基礎地盤の土質 基礎くい位置、材料、寸法 展開図 水抜穴の位置、材料、計及び 裏込め排水材の材料、形状	鉄筋コンクリート擁壁のときは 配筋図が必要 認定擁壁を用いるときは、認定 書（写し）、認定書に付記してあ る仕様書、認定を受けたときの 擁壁の一般図、配筋図が必要と なる。	
9	排水施設 計画平面図	1/500 以上	細則 10-2-2 -(2)	排水区域の区域界 排水施設の位置、種類、材 料、形状、内のり寸法、勾配 水の流れの方向 吐口の位置、種類、材料、形 状、内のり寸法、高さ、延長等 放流先の名称、断面 流量計算書との照合符号 擁壁の位置、種類、高さ、延 長 開発区域外の排水施設	集水区域を明示のこと（集水水 系別及び管毎の色分け） 凡例を付け分かりやすくす ること 方位、縮尺、開発区域（朱書） を記入すること 必要に応じて地区外も記入す ること。	
10	排水施設 構造図	1/50 以上	細則 10-2-2 -(3)	排水施設構造詳細図 開渠、暗渠、落差工、人孔、 雨水樹、吐口等	泥溜の高さを記入すること。 どこで使用するのかが分かりやす くすること。	
11	流末水路 構造図	1/50 以上	細則 10-2-2 -(3)	放流先の水路、河川の構造詳 細図（常水面も表示） 放流口の排水施設の構造詳細 図	遊水池などの場合はその構造を 明示すること。	

図面は、極力まとめて図示し、枚数を少なくすること。

図面は、見やすいことが重要であるので必要により、明示内容、縮尺を適宜変更しても良い。

< 図面等 3 / 3 > 法第 3 4 条の 2 第 1 項

添付 順序	図書の名称	縮 尺	法 令	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1 2	道路定規図	1/50 以上	細則 10-2-2 -(3)	路面、路盤の詳細 道路側溝の位置、形状、寸 法、洗面保護 雨水樹及び取付管の形状 埋設管及び人孔の位置、勾配 形状、寸法、材質 道路の横断勾配 植樹柵の位置、形状、寸法 幅員	道路別、幅員別、構造別に表示 すること。 法面があるときは、その処置に ついて記載すること (例;張り芝)。	
1 3	道路縦断面図	縦 1/200 以上 横 1/1,000 以上	細則 10-2-2 -(3)	距離、測点 地盤高、計画高 基準線 切盛の高さ 勾配及び道路排水計画高 構造物の種類、位置、形状、 形質の記号	必要に応じて区域外も記入する こと。 幹線街路、主要区画街路(幅員 6~12m)、特殊道路及び4% 以上の勾配のある道路について 作成すること。	
1 4	給水施設 計画平面図	1/500 以上	細則 10-2-2 -(2)	開発区域の境界(朱書)、方 位、縮尺 給水施設の位置、形状、材質 及び内のり寸法 給水方法及び位置  消火栓の位置及び種類 ポンプ施設、貯水施設、浄水 施設の位置及び形状形質	排水計画平面図にまとめて図示 しても良い。	
1 5	下水道 縦断面図 (雨水、汚 水、放流等)	縦 1/200 以上 横 1/1,000 以上	細則 10-2-2 -(3)	人孔の種類、形状、位置、間 隔 配水管の勾配、関係、土被、 管底高 地盤高、計画地盤高	道路計画縦断面図にまとめて図 示しても良い。	
1 6	予定建築物 及び工作物 等の 立面及び 平面図	1/100 以上	細則 10-2-2 -(3)	方位、縮尺、凡例 間取 各室の用途 壁及び筋かいの位置及び種類 通し柱 間口部及び防火戸の位置並び に延焼のおそれのある部分の外 壁の構造 各階の床面積、延面積及び建 築面積(計算式も記入) 建ぺい率及び容積率 軒の高さ及び建物の高さ	建築物の立面図は原則 4 面以上 の立面図 床面積、延面積、建築面積、建 ぺい率、容積率の計算式を記入 すること。	
1 7	その他の工 作物につい ての詳細図	適宜				
1 8	その他知事 が必要と認 め指示する 図面		細則 10-2-2 -(4)		残土処理場等	

図面は、極力まとめて図示し、枚数を少なくすること。

図面は、見やすいことが重要であるので必要により、明示内容、縮尺を適宜変更しても良い。

## 建築協議添付図書一覧

### <書面>法第43条第3項

添付 順序	図書の名称	法令	様式	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1	建築物の新築、改築若しくは用途変更又は第一種特定工作物の新設協議書	細 則 15-4	細則別記様式第12-3	協議年月日 申請者住所、氏名、電話番号  建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由 その他必要な事項	番地等まで記載のこと。法人名、代表者は登録簿と一致すること。 数値は図面と一致していること。登記簿が添付されているときは、地番が一致していること。  具体的に記載すること。  理由は、申請が必要となった経緯等を具体的に記入すること。必要に応じて根拠となる資料を添付すること。  他の法令に基づく許可、認可等を要する場合は、その手続きの状況を記載すること。	
2	理由書及び必要に応じて根拠となる資料	細 則 15-4-2-(2)				
3	その他知事が必要と認め指定する図書	細 則 15-4-2-(2)		現況写真		

### <図面>法第43条第3項

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1	位置図		細 則 15-4-2-(2)	開発行為許可申請の位置図に準ずる		
2	附近見取図		細 則 15-4-2-(1)	開発行為許可申請の現況図に準ずる		
3	敷地現況図		細 則 15-4-2-(1)	開発行為許可申請の土地利用計画図及び排水施設計画平面図の内容を記載したもの。	少なくとも(1)方位、(2)敷地の境界、(3)建築物の位置、(4)接続道路、(5)がけ及び擁壁の位置、(6)排水施設の位置、種類、断面、勾配、流水方向、(7)吐口の位置及び保護工、(8)放流先の名称、水位が記載されていること。 土地利用計画図、排水施設計画平面図に分けてもよい。	
4	建築物の各階平面図		細 則 15-4-2-(1)	方位、縮尺、凡例 間取 各室の用途 壁及び筋かいの位置及び種類 通し柱 間口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造 各階の床面積、延面積及び建築面積(計算式も記入) 建ぺい率及び容積率	床面積、延面積、建築面積、建ぺい率、容積率の計算式を記入すること。	
4	建築物の立面図		細 則 15-4-2-(1)	方位、縮尺、凡例 開口部の位置及び延焼のおそれのある部分の外壁 軒の高さ及び建物の高さ	原則として4面以上の立面図	

図面は、極力まとめて図示し、枚数を少なくすること。

図面は、見やすいことが重要であるので必要により、明示内容、縮尺を適宜変更しても良い。